

高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて

平成31年3月20日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

ご説明内容について

未
登
録

1 高濃度PCB廃棄物について

page
2 ~ 3

2 高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

4 ~ 8

3 手続きの流れについて

9

4 登録手続きについて

10

登
録
済

5 中小企業者等の軽減制度について

11 ~ 13

6 処理委託契約について

14

7 収集運搬について

15 ~ 16

8 お問い合わせ先などについて

17 ~ 19

1-1.高濃度PCB廃棄物について

PCB廃棄物の分類・処分

高濃度PCB廃棄物

処分

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）

低濃度PCB廃棄物

処分

無害化処理認定事業者 又は
特別管理産業廃棄物処分業者

高濃度PCB廃棄物とは

- ・ PCB原液が廃棄物となったもの
- ・ PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの割合が0.5%を超えるもの
- ・ PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち、PCBの濃度が1kgあたり5,000mgを超えるもの

高濃度PCB廃棄物の代表的な例



トランス



コンデンサ



安定器



感圧複写紙



ウエス・汚染物

2-1.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

トランス類、コンデンサ類

トランス類・コンデンサ類は、キュービクル、配電盤周りなどに設置されています。

まず、銘板の記載内容を確認してください。

メーカー・型式・製造年月・表示記号等（不燃性油、AF式、DF式、シバノール等）

日本電機工業会HPにより確認
又は
メーカー窓口へ問い合わせる



日本電機工業会の下記URLをご参照ください。

https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html

銘板の型式等で判別不可の場合、分析会社へ「PCB濃度分析」を依頼してください。

使用中の機器がある場合、PCB使用機器かどうかの調査は計画的に進めてください。

地下電気室等、狭い場所に保管されているトランスについては、そのまま搬出できず、現場解体が必要となる場合もありますので、そのような例がございましたら、早めにJESCOまで情報提供をお願いします。



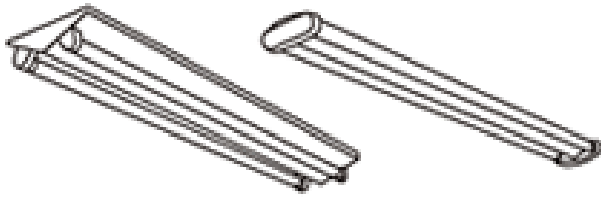
使用中は感電の恐れがあり大変危険です。電気主任技術者等の指示・指導等に従ってください。

2-2.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

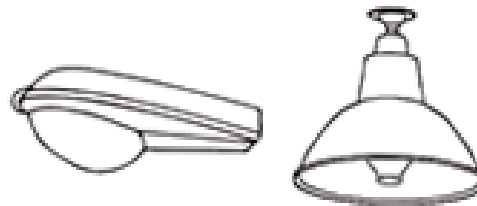
安定器その1

PCB使用安定器を使用した照明器具
(昭和32年1月～昭和47年8月までに製造された、以下の器具の一部に使用)

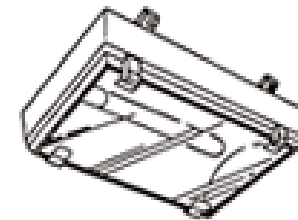
蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)



水銀灯器具
(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



日本照明工業会HPより

昭和51年(1976年)10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性があります。

日本照明工業会は、昭和52年3月までは、対象機器として扱うことが望ましいとしています。

蛍光灯器具は磁気式安定器が対象です。インバータ(電子)式安定器(表示「Hf」)及び一般家庭用のグロースタート式低力率型蛍光灯器具の安定器にはPCBは使用されていません。

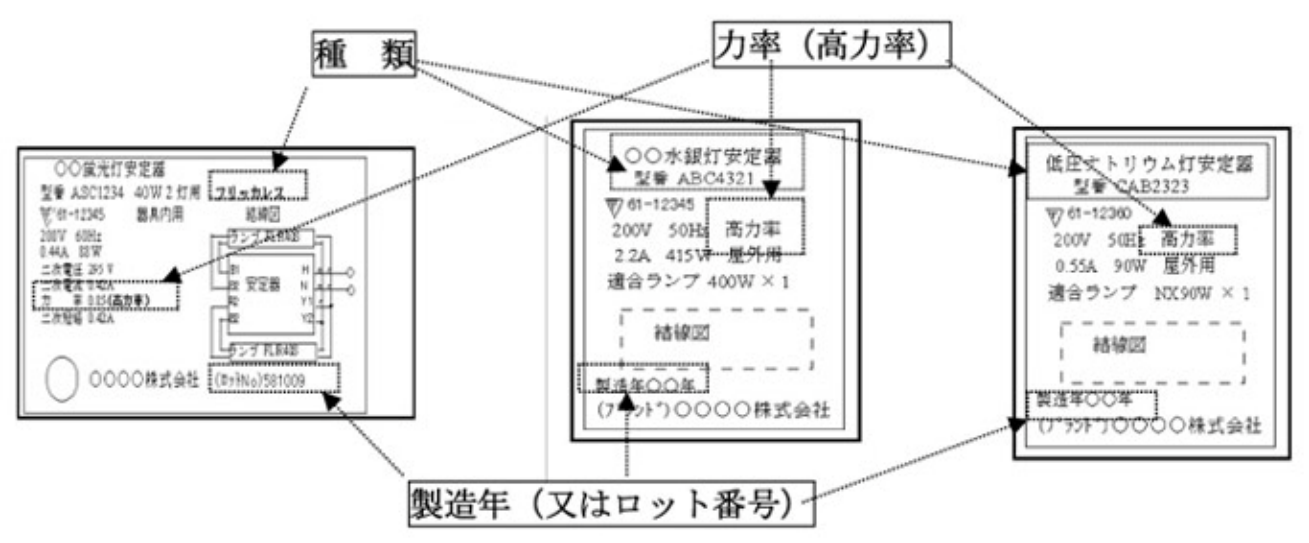
2-3.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

安定器その2

まず、ラベルの内容を確認してください。
 メーカー・種類・力率・製造年月など



日本照明工業会HPで確認
 又は
 メーカー窓口へ問い合わせる



日本照明工業会HPより

日本照明工業会の下記URLをご参照ください。
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

2-4.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

安定器の分別等

保管中の廃安定器の中には、PCBを使用していない廃安定器が混在している事例が多数見られます。**2～3割がPCBを使用していない廃安定器であったという事例も多く**、PCB使用・不使用の**分別等は処理費用の削減に大きな効果**を発揮する可能性があります。

廃安定器を保管している皆さま方には、ぜひとも**分別等の作業を実施**していただくことをお勧めします。

PCB使用・不使用の分別等を委託する場合は、弊社のHPをご参照ください。

<http://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

- () PCB使用安定器であっても、コンデンサが充填材（アスファルト又は樹脂）で固定されていない「コンデンサ外付け型安定器」で、膨張、腐食、油にじみがないことが目視で確認できる場合には、コンデンサを取り外すことができます。



分別作業



PCB含有のコンデンサ部分を取り外すことができる廃安定器の取り外し作業

